第十七条の二第四項			
［略］	［略］	［略］	［略］

第二十条第一項		
［略］	［略］	［略］
ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない	［略］

第二十条第三項		
［略］	［略］	［略］
転居又は住居表示	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	［略］
知事等	地方公共団体情報システム機構	［略］
提供を受け、	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、	［略］

第二十条第五項		
［略］	［略］	［略］
ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない	［略］

第二十二条第一項（各号を除く。）		
［略］	［略］	［略］
相続人	者	［略］

第十七条の二第四項		
［同上］	［同上］	［同上］

第二十条第一項		
［同上］	［同上］	［同上］
転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと	［同上］
できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき	［同上］

第二十条第三項		
［同上］	［同上］	［同上］
転居又は住居表示	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	［同上］
提供を受け、	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、	［同上］

第二十条第五項		
［同上］	［同上］	［同上］
転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと	［同上］

第二十二条第一項（各号を除く。）		
［同上］	［同上］	［同上］
相続人	者	［同上］